（適用除外）

第五十七条　クレーンのうち、特殊な構造のもの又は国際規格等に基づき製造されたものであって、前各章の規定を適用することが困難なものについて、厚生労働省労働基準局長が前各章の規定に適合するものと同等以上の性能があると認めた場合には、この告示の関係規定は、適用しない。

（削る）

（削る）

（移動式クレーン構造規格の一部改正）

第五条　移動式クレーン構造規格（平成七年労働省告示第百三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　構造部分等	第一章　構造部分等
第一節　（略）	第一節　（略）
第二節　基準等	第二節　許容応力（第三条―第六条）
第一款　構造部分の基準（第二条の二）	第三節　荷重（第七条―第九条）
第二款　許容応力設計法	第四節　強度（第十条―第十二条）
第一目　許容応力の値（第三条―第六条）	第五節　安定度（第十三条―第十六条）
第二目　荷重（第七条―第九条）	第二章～第五章　（略）
第三目　強度（第十条）	附則
第三款　限界状態設計法	（材料）
第一目　設計限界応力の値（第十条の二―第十条の四）	**第一条**　（略）
第二目　荷重（第十条の五―第十条の七）	一　（略）
第三目　強度（第十条の八）	二　日本工業規格G三一〇四（リベット用丸鋼）
第三節　安全性等（第十一条―第十六条）	三～六　（略）
第二章～第五章　（略）	七　日本工業規格G三四四四（一般構造用炭素鋼鋼管）に定めるＳＴＫ四〇〇、ＳＴＫ四九〇又はＳＴＫ五四〇
附則	八・九　（略）
（材料）	**第二節**　許容応力
第一条　（略）	（新設）
一　（略）	
二～五　（削る）	
六　日本工業規格G三四四四（一般構造用炭素鋼鋼管）に定めるＳＴＫ四〇〇、ＳＴＫ四九〇又はＳＴＫ五四〇	
七・八　（略）	
第二節　基準等	
第一款　構造部分の基準	
（構造部分の基準）	
第二条の二　第一条本文の鋼材により構成される移動式クレーンの構造部分（以下「構造部分」という。）については、次款に規定する許容応力設計法の基準又は第三款に規定する限界状態設計法の基準に適合するものでなければならない。	

（適用除外）

第五十七条　次のいずれかに該当するクレーンで前各章の規定を適用することが困難なものについて、厚生労働省労働基準局長が前各章の規定に適合するものと同等以上の性能があると認めた場合には、この告示の関係規定は、適用しない。

一　輸入したクレーン

二　特殊な構造のクレーン